

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

岐阜市平和通 2-5-2 丹原 美穂  
岐阜市須賀 2-3-28 稲生 勝  
岐阜市福富 2-1-24-59 須田 民治

### 2 請求書受付日

令和 5 年 2 月 10 日

### 3 請求の内容

(原文「岐阜県職員措置請求書」のまま。ただし、項目番号の付替え、改行を加える等の調整を行っている。)

#### (1) 請求の要旨

ア 岐阜県知事は、2022年9月27日に実施された「故安倍晋三国葬儀」(以下「本件国葬」という。)に岐阜県知事及び岐阜県議会議長が出席した際の旅費等の一切の公金の支出につき、岐阜県知事、岐阜県議会議長もしくは同支出につき決裁を行った職員に対し、損害賠償請求若しくは損害賠償請求命令を行うこと。

イ 岐阜県知事は、本件国葬に関し、岐阜県警察職員が行った警備等の活動に係る一切の公金の支出につき、岐阜県警察本部長若しくは同支出につき決裁を行った職員に対し、損害賠償請求若しくは損害賠償命令を行うこと。

#### (2) 請求の理由

ア 対象となる財務会計行為(本件財務会計行為)

(ア) 岐阜県知事及び岐阜県議会議長が本件国葬に参列するための旅費等の公金の支出行為の一切。

(イ) 岐阜県警察職員が本件国葬の警備等の活動に係る公金の支出行為の一切。

イ 本件財務会計行為の違法性

本件財務会計行為は、いずれも本件国葬のための支出である。以下に述べるように、本件国葬は違憲・違法であるので、本件財務会計行為も違憲・違法で

ある。

#### ウ 本件国葬の違憲性

##### (ア) 信教の自由（憲法20条1項）を侵害する

故人を追悼することは極めて宗教的意味合いが強いものである。したがって、国家が国民に対し特定の個人について追悼を強制することはもちろん、強制せずとも国家が国家として特定の個人を追悼することは事実上の強制となるものであって、国民の信教の自由を侵害する。

##### (イ) 思想・良心の自由（憲法19条）を侵害する

故人を追悼することは本来個人の内心の自由に委ねられるべき事柄である。したがって、国家が国民に対し特定の個人について追悼を強制することはもちろん、強制せずとも国家が国家として特定の個人を追悼することは事実上の強制となるものであって、国民の思想・良心の自由を侵害する。

##### (ウ) 平等原則（憲法14条1項）に違反する

国家が国家として特定の個人を追悼することは、その者を他の者と比較して優越的に扱うものであり、平等原則に違反する。

##### (エ) 小括

以上より、本件国葬は憲法20条、19条、14条1項に違反する。

#### エ 本件国葬の違法性

戦前は存在した国葬令が、日本国憲法施行後、廃止された。その後、国葬について定める法律は存在しない。本件国葬は、法律の根拠なく実施されたものであり、違法である。

#### オ 本件財務会計行為の違法性

地方自治法2条2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしている。この点、先にも述べたように、本件国葬は違憲・違法であり、法律上の根拠もない。かかる違憲・違法な本件国葬が「法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」「事務」に該当しないことは明らかである。

#### カ 結論

以上のように、本件財務会計行為は違法な支出である。

以上

## 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、岐阜県職員措置請求書が提出された

令和5年2月10日付でこれを受理した。

## 5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年2月28日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人及び代理人は監査委員に対し、請求の趣旨について下記の内容の陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により関係職員等が立ち会った。なお、措置請求書を補完するものとして、下記証拠の提出があった。

### (1) 証拠の提出

資料ア 安倍元首相国葬「反対」各世論調査で軒並み増加 9月は全ての媒体で過半数に：東京新聞TOKYO Web (tokyo-np.co.jp) 2022年9月25日

資料イ 国葬決定「国会関与求められる」衆院法制局などが見解 直前になって自民党内からも批判の声 2022年9月23日

資料ウ 安倍元首相国葬 自治体調査 半旗掲げる？参列は？ | NHK | 国葬 2022年9月22日

資料エ 安倍晋三元首相「国葬」警視庁は厳重警戒 岸田首相は「弔問外交」 | NHK 政治マガジン

資料オ 国葬について大きく割れる世論

資料カ 「みんな国旗を出しなさい」国葬は“大日本帝国の遺物”か 55年前の“国葬”現場では何が【報道特集】 | TBS NEWS DIG

資料キ 沖縄県玉城知事「国会で議論なく多くの国民不安」

資料ク (岐阜県警察本部長が情報公開請求で公開した書類の画像)

### (2) 陳述の内容

(発言のまま記載している。ただし、提出のあった証拠を引用した発言については、上記資料項番とする調整を行っている(下線部箇所))

ア 丹原 美穂氏(請求人)

資料をお配りしてありますが、監査請求の書面では、国葬は憲法違反である、違憲であるということが書いてあります。

それで、今回それに加えて、安倍元首相の国葬は民主主義にも反することであり、そのため、これに公費を使うのは違法であるということで、民主主義に反する点を文章にしました。

世論は国葬反対が半数近くの中、実施された。それは民意を無視していることであって、議会制民主主義に反する。この国葬反対が多いというのが、新聞

記事、これをつけてあります。

2つ目、国葬は国家行事であるのに、閣議決定で行われたということです。これは国会の軽視であり、民主主義や議会制民主主義に反する。法律による行政の原理に反するという事です。それに関する資料は、資料イに出ています。

3つ目。多大な費用を使うのに、閣議決定で行われてしまった。これは財政民主主義にも反する。議会制民主主義にも反する。法律による行政の原理に反するという事です。これも資料イにあります。

次に、国葬ということで、都道府県の8割あまりが半旗や弔旗を掲げたり、黙とうすることにしていたということです。特に山口県では、教育委員会に弔意の表明の通知を出している。これは基本的人権の侵害に当たる。この資料は、資料ウにそのデータが出ています。

次に、葬儀の政治的利用になる。弔問外交ということが言われています。

葬儀の政治活用、しかも実際には海外からの招待者の欠席が多かったということです。これは、資料エに出ています。

次に、安倍元首相が国葬に値するのかどうか、これが評価が分かれています。中で、民意を無視して、国葬が行われたと考えます。これは議会制民主主義に関することになる。資料としては資料オの、国葬について世論が大きく分かれていますという資料を見つけました。

それから、国葬自体、大日本帝国憲法の遺物である、民主主義の破壊になるということで、資料カにいろいろな学者の方とかその他の資料がついております。

それから、県は地方自治体として欠席を表明することもできたはずだということで、資料キに、実際に沖縄県の玉城知事は欠席表明をしたという事例が出ています。

そして、あと別件にはなりますが、県警のほうに情報公開請求しましたが、もう完全なやり方だったのです。費用の公開を請求しただけです。警備上のいろんなことを聞いたわけではないのですが、ほぼ真っ暗になっている資料しか公表されませんでした。この資料が資料クに出ています。これが26ページ続いております。それで、これは情報公開すべきだというふうに思っています。

以上です。

#### イ A氏（代理人）

まず1点目は、知事、議長及び公安委員会は違憲であることを認識していたという点です。監査請求人の丹原さんが今述べました通り、本件国葬は憲法違反です。そのことは当時、知事も議長も公安委員会も十分認識していたはずで、すなわち当時、日本弁護士連合会や、多数の単位会弁護士会は、本件国葬の合憲性について疑問があるとする会長声明を発出していました。岐阜県弁護

士会も、2022年9月7日付けで、本件国葬が思想及び良心の自由（憲法19条）を不当に制約するおそれがあるうえ、国会の審議を経ない国葬の実施には反対であるとの会長声明を発出しています。

また、連日、マスメディアも、新聞やテレビなどにおいて、国葬に憲法上の問題点があることを報道していました。その中には、世論調査で半数以上が国葬に反対するとの結果が出たとの報道もありました。

2点目は、知事、議長及び公安委員会は国葬に参加した理由及び警察職員を派遣した理由を明確に説明すべきであるという点です。以上のような状況からすれば、知事、議長及び公安委員会は、当時、本件国葬が憲法違反であることを認識していたはずですが、そうであるにもかかわらず、知事、議長は本件国葬に参加し、また公安委員会は警備等に警察職員を派遣することを決定したので、そのような判断に至った理由を明確に説明すべきであります。

3点目は、団体自治に基づいて監査すべきであるという点です。監査委員におかれましては、知事、議長及び公安委員会の説明するその理由が、本件国葬が合憲・合法であると判断できるものであるかどうかを、厳格に審査されるべきです。この点、「国が決めたことである」というのは理由になりません。地方公共団体は国の下部機関などではありません。国から独立して地方公共団体自らの意思と責任の下で地方自治を運営しなければならないのです。したがって、いかに国の儀式であり国が合憲・合法と判断していたとしても、地方公共団体として、自らその合憲性・合法性を検討しなければならないのが団体自治の要請といえるからです。

最後に4点目、住民自治に基づいて監査すべきであるという点です。本来であれば、端的に本件国葬自体の違憲性・違法性や、本件国葬に関する国の支出行為の違憲性・違法性を問うべきです。しかし、現在の裁判制度ではそのような訴訟は難しいといえますし、国の支出行為の合憲性を問う制度は存在しません。したがって、このような住民監査請求に及んだものです。国と違い、地方自治においてこのような住民監査請求の制度があるのは、住民の手によって地方自治が行われるべきという住民自治の要請の表れです。県民の中にも、当然、多様な思想、信条、宗教を持つ住民がいるのであり、そのような多様な住民が納めた税金が原資である公金を本件国葬に関して支出することは許されません。

監査委員の皆様におかれましては、憲法94条の地方自治の本旨の観点から、厳格に監査されるよう、お願いしまして意見を述べるものです。

以上です。

ウ B氏（代理人）

葬儀というのは、亡くなった人に対して、弔意を示すものです。その人がい

なくなったことが悲しいことで、悪いことで、そういう意見を表明するということです。葬儀を開くということ、参列するということが、そういうお金を出すということというのは、その人が良い存在であった、道徳的に良い人だということの表明でもあります。

他方、国葬儀というものについて、国葬儀法案というのが衆議院に提出されておりました、これにおいては、国政において重要な地位を占め、国家としての存立に関わる国難を乗り越えて我が国の主権と独立を守り、云々、特別の功労のあった者について、国葬儀を行うことができる、とされております。つまりその国家に何かしらの貢献をしたとされる人がいなくなったということが、悪いことだ、悲しいことだ、この人はいい人だったのだというメッセージを、国葬は伝える、国家としてそういうメッセージを伝える、これが国葬というものです。

しかし他方で、ある人が亡くなったことについてどう思うか、それは非常に個人的なことであり、内心の自由に深く関わることです。それを、国家が国葬という形で国のメッセージとして、まるで、国民全体がそう思うべきだ、そう思っているというメッセージはないにしても、そう思うべきだ、そう思うことがいいことだ、というメッセージを国葬は発信してしまっております。

それは、そう思わない人、今回、安倍元首相ですけれども、彼に対する人物の評価から、必ずしも素直には弔意を表すことはできない、という比較的少数の国民の人たちにとっては、自分たちが思っていることは、国家の意思に反する、これは悪いことなのだと、そういう思いを伴ってしまう。これは思想、信条の自由に対する国家が重大な圧迫・侵害をしているということです。

これが私の考える国葬の憲法違反であることの理由です。このような憲法違反に県が費用を出すことで加担してしまっている。そう考えたから、私は今回請求を起しました。そういった観点からも慎重に審査していただき、判断をしていただければと思います。

以上です。

※ 陳述時の請求人及び代理人に対する質問を通じ、以下の点を確認した。

(ア) 丹原 美穂氏及び代理人A氏の陳述に関し、本件請求要旨を変更する又は、請求内容を追加する意図の有無について質問したところ、上記陳述内容については請求人の請求に至った強い気持ちの表れ、関係機関に対して監査請求手続きに真摯に向き合ってほしいという気持ちの表れであり、本件請求要旨の変更ではないとの回答を得た。

(イ) 本件請求要旨の、かかる違憲・違法な本件国葬が「法律又はこれに基づ

く政令により処理することとされる」「事務」に該当しないことは明らかである(第1 3 (2) オ)、と記載してある箇所趣旨について質問したところ、本件国葬への岐阜県知事及び岐阜県議会議長の出席及び岐阜県警察職員による本件国葬の警備等の活動は、普通地方公共団体が処理すべき事務に該当しない、という趣旨である旨の回答を得た。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び監査対象機関

監査対象の財務会計行為(かっこ内は監査対象機関)を、本件国葬に係る下記の県費の支出に関する事項とした。

- (1) 本件国葬への岐阜県知事(以下「知事」という。)の出席とその随行職員の随  
行に係る県費の支出(秘書課、清流の国づくり政策課、東京事務所)
- (2) 本件国葬への岐阜県議会議長(以下「議長」という。)の出席とその随行職  
員の随行に係る県費の支出(議会事務局)
- (3) 岐阜県警察職員(以下「県警職員」という。)による本件国葬の警備等の活動  
に係る県費の支出(警察本部会計課)

### 2 監査の実施方法

秘書課、清流の国づくり政策課、東京事務所、議会事務局及び警察本部会計課に  
対して、関係書類の提示を求め、確認を行うとともに、関係職員から説明を受けた。  
また、請求人の主張等に対する秘書課、議会事務局及び警察本部会計課の見解を文  
書で確認した。(監査実施機関：令和5年2月15日から令和5年3月27日まで)

## 第3 監査の結果

### 1 本件国葬について

令和4年7月22日の閣議において、本件国葬を9月27日に執り行うことが決定さ  
れた。また、葬儀委員長は内閣総理大臣が務めることとされた。(2022.7.22 内閣官  
房長官記者会見(故安倍晋三元総理の国葬儀について))

本件国葬については、閣議決定前の7月14日に、岸田文雄内閣総理大臣の記者会  
見において、「国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年1月6日施行の内閣

府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関すること、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府としては判断しております。」との政府見解が示されている（「令和4年7月14日 岸田内閣総理大臣記者会見」（首相官邸ホームページ））。

本件国葬に係る同様の見解は、9月8日の国会でも示されており、岸田内閣総理大臣の発言において、「内閣府設置法及び閣議決定を根拠として実施することを決定」、「（本件国葬は）間違いなく行政権に属するものであるものと認識」、「それ（行政権に属すること）は、内閣府設置法第4条第3項に記載されている」、「その上で、閣議決定に基づいてこの開催を決定」、「行政権の範囲内ということで、先ほど申し上げさせていただいた判断、（内閣）法制局の判断もしっかり仰ぎながら政府として決定をした」とされている。（「第209回国会 衆議院 議院運営委員会 第3号（令和4年9月8日（木曜日）」の会議録（衆議院ホームページ））。

## 2 本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動までの経緯

### （1）本件国葬への知事の出席に係る経過

ア 令和4年8月17日、全国知事会（以下「知事会」という。）から、本件国葬は9月27日に東京・日本武道館において執り行われる旨、全都道府県知事を参列者として推薦する旨、代理出席は原則認められない旨等の事務連絡があった。併せて、参列推薦者名簿の確認依頼があった。

イ 同年8月23日、知事会から、本件国葬について知事の出欠を9月5日までに電子メールで回答するよう依頼があった。

同年9月2日、知事会あてに、知事が出席予定である旨を回答した。

ウ 同年9月9日、「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」からの案内状が、知事会を通じて東京事務所に配布された。東京事務所は、同日中に案内状等のPDFデータを秘書課へ送信するとともに、案内状原本を秘書課へ郵送した。

同日、知事会から9月14日までに電子メールで出欠を回答するよう依頼があった。

エ 同年9月14日、知事会あてに、知事が本件国葬に出席する旨を回答した。

オ 同年9月26日、秘書課職員が、本件国葬への知事の出席に係る旅行命令書を



起案。知事決裁を受けた。

カ 同日、集合時間に間に合わせるため、前泊した。

キ 同年9月27日、知事が本件国葬に出席した。

## (2) 知事の随員について

ア 秘書課は、本件国葬当日における、本件国葬に係る緊急連絡対応業務を目的として、同課職員1名を知事に随員させた。

イ 令和4年9月26日、秘書課職員が随員職員の旅行命令書を起案。同課長決裁を受けた。

ウ 同日及び9月27日、知事に随員した。ただし、本件国葬の出席は招待者に限定されていたため、随員職員は本件国葬に出席していない。

## (3) 本件国葬への議長の出席に係る経過

ア 令和4年8月17日、全国都道府県議会議長会（以下「議長会」という。）から、本件国葬は9月27日に東京・日本武道館において執り行われる旨、都道府県議会議長及び知事は全員（各47名）が参列対象となる旨及び代理出席は原則認められない旨等の事務連絡があった。

イ 同年8月23日、議長会から、本件国葬についての議長の出欠を、9月5日までに電子メールで回答するよう依頼があった。その後、回答期限は9月14日に延長された。

同年8月24日、議長会あてに、議長が出席予定である旨を回答した。

ウ 同年9月9日、「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」からの案内状が、議長会に配布された。同日、議長会は、案内状等のPDFデータを議会事務局へ送信するとともに、案内状原本を議会事務局へ郵送した。

エ 同年9月15日、本件国葬への議長の出席に係る日程について、議長が決裁した。

なお、議長の出欠について、当初の出席予定から変更がないため、議長会へ改めて回答していない。

オ 同年9月22日、議会事務局職員が議長の本件国葬出席等に係る旅行命令書を起案。議長決裁を受けた。

カ 同年9月26日、集合時間に間に合わせるため、前泊した。

キ 同年9月27日、議長が本件国葬に出席した。

## (4) 議長の随員について

ア 議会事務局は、本件国葬当日における、本件国葬に係る緊急連絡対応業務を

目的として、同課職員 1 名を議長に随行させた。

イ 令和 4 年 9 月 22 日、随行職員は自身の旅行命令書を起案。議会事務局総務課長決裁を受けた。

ウ 同年 9 月 26 日及び 27 日、議長に随行した。ただし、本件国葬の出席は招待者に限定されていたため、随行職員は本件国葬に出席していない。

#### (5) 本件国葬への県警職員の派遣に係る経過

ア 令和 4 年 8 月、警察庁から岐阜県警察本部長（以下「警察本部長」という。）あてに、本件国葬警備に伴う特別派遣について、関係道府県公安委員会あてに援助要求が予定されている旨の連絡があった。

イ 同年 9 月 2 日、東京都公安委員会から岐阜県公安委員会あてに、警察法第 60 条第 1 項に基づく「警察職員等の援助要求について」が発出された。

ウ 同年 9 月 7 日、岐阜県公安委員会で、東京都公安委員会からの援助要求について、岐阜県警察本部関係課から報告があり、援助要求の同意について決裁された。

エ 同日、岐阜県公安委員会から東京都公安委員会あてに、「警察職員等の援助要求に対する同意について」を発出した。

オ 同日、警察本部長から関係所属長あてに、「故安倍晋三国葬儀警備に伴う特別派遣について（通知）」を発出した。

### 3 本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動に係る県費の支出について

#### (1) 本件国葬への知事の出席に係る県費の支出の内容及び金額

ア 知事に対する県費の支出（秘書課）

○ 旅費（交通費） 24,280 円

往路は、県庁から西岐阜駅まで県公用車、西岐阜駅から東京駅まで公共交通機関、東京都内では東京事務所公用車を利用した。復路は、東京都内では東京事務所公用車を利用、東京駅から岐阜駅まで公共交通機関、岐阜駅から知事公舎までタクシーを利用した。

公共交通機関利用にあたり、往復路において、JR 東海株主優待券（2 割引）を利用した。

岐阜県内で利用したタクシー代は随行職員の旅費に計上した。

宿泊は、東京都内自宅を利用したため、宿泊料は発生しない。

イ 随行職員に対する県費の支出（秘書課）

- 旅費（交通費、宿泊料） 39,290円

往路は、知事と同様の経路を利用。復路では、岐阜駅から知事公舎を經由し県庁までタクシーを利用した。

公共交通機関利用にあたり、往復路においてJ R東海株主優待券（2割引）を利用した。

交通費は、公共交通機関利用分及びタクシー利用分を計上した。

- 時間外勤務手当

随行職員に対する時間外勤務命令において、本件国葬に係る業務とその他の業務とを区別することができないが、随行職員を必要とした理由である、本件国葬に係る緊急連絡対応業務として想定される、国葬前日から本件国葬が開式されるまでの間の時間外勤務手当（18,954円）の内数として、本件国葬に係る経費が含まれていることが考えられる。

#### ウ 知事及び随行職員以外に対する県費の支出

- 燃料費（秘書課）

本件国葬前日の上京時に使用した公用車（県庁～西岐阜駅）の運行に要した燃料費については、本件国葬への知事の出席にあたり要した経費と認められることから、令和4年9月分の燃料費の支払い（24,125円）の内数として本件国葬に係る経費が含まれている。

- 公用車車両運行管理業務委託料（東京事務所）

東京事務所では、知事等の上京時の移動手段等として公用車を管理・運行しているが、東京事務所には当公用車の運転及び整備等を行う職員の配置がないため、運行管理に関する業務を委託し、毎月委託料を支出している。

本件国葬への知事の出席にあたり当公用車を使用していることから、令和4年9月分の委託料の支払い（569,800円）の内数として本件国葬に係る経費が含まれている。

- 燃料費（東京事務所）

上記東京事務所公用車の運行（東京都内の移動）に要した燃料費についても、本件国葬への知事の出席にあたり要した経費と認められることから、令和4年9月分の燃料費の支払い（4,375円）の内数として本件国葬に係る経費が含まれている。

- 高速道路利用料金（東京事務所） 820円

令和4年9月26日及び27日の東京都内移動時の首都高速道路利用料金。

## (2) 本件国葬への議長の出席に係る県費の支出の内容及び金額

### ア 議長に対する県費の支出（議会事務局）

- 旅費（交通費、宿泊料等） 53,400円

往路は、中津川駅から東京駅まで公共交通機関及び東京都内ではタクシーを利用した。復路は、都道府県会館から東京駅までタクシーを利用した。また、令和4年9月28日の議会用務に備え、羽島市内で宿泊するため、東京駅から岐阜羽島駅までの経路とし、公共交通機関を利用した。

東京都区内で利用したタクシー代は随行職員の旅費に計上した。

宿泊は、同年9月26日の宿泊料を計上した。

- イ 随行職員に対する県費の支出（議会事務局）

- 旅費（交通費、車賃、宿泊料等） 38,529円

往路は、自宅から岐阜羽島駅まで自家用車で移動し、岐阜羽島駅近傍の駐車場を利用。岐阜羽島駅から東京駅まで公共交通機関及び東京都内ではタクシーを利用した。復路は、都道府県会館から東京駅までタクシーを利用。東京駅から岐阜羽島駅までは公共交通機関、岐阜羽島駅から自宅までは自家用車を利用した。

交通費は、公共交通機関利用分及びタクシー利用分を計上した。

車賃は、自家用車利用分を計上した。

- 時間外勤務手当

随行職員を必要とした理由である、本件国葬に係る緊急連絡対応業務として想定される、国葬前日から本件国葬が開式されるまでの間の時間外勤務の命令は行われていない。

なお、上記(1)及び(2)において、本件国葬当日は、都道府県会館が参集・受付場所とされ、会場の日本武道館との往復は国が手配したバスを使用したため、会場との往復に係る旅費及び相当額の支出はなかった。また、本件国葬に関連する香典・供物等の支出もなかった。

上記(1)及び(2)のとおり、本件国葬への知事及び議長の出席（旅行命令）に伴い、県費各費目の支出が行われたことが認められた。

### (3) 県警職員による本件国葬の警備等の活動に係る県費の支出の内容及び金額

- ア 旅費 なし

警察法第37条及び警察法施行令第2条の規定に基づき、本件国葬の警備出動で派遣された県警職員の旅費に係る経費は、国庫支弁の対象範囲であるため、県費の支出はない。

- イ 時間外勤務手当及び特殊勤務手当 2,312,519円

時間外勤務手当及び特殊勤務手当は、全て県費として支出した。

ウ 消耗品費 なし

警察法第37条及び警察法施行令第2条の規定に基づき、本件国葬の警備出動で派遣された県警職員に係る消耗品費は、国庫支弁の対象範囲であるため、県費の支出はない。

エ 燃料費 なし

公用車による旅行であるが、県費の支出はない。

オ 高速道路利用料 なし

東京都内までの往復移動の際に高速道路を利用したが、道路整備特別措置法及び道路整備特別措置法施行令の規定に基づき、料金を徴収しない車両とされ、県費の支出はない。

以上のとおり、本件国葬への県警職員の派遣に伴い、県費として時間外勤務手当及び特殊勤務手当の支出が行われたことが認められた。

#### 4 本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動に係る県費の支出についての支出手続

##### (1) 公務のための旅行

ア 出張の実施決定（旅行命令）

旅行は、岐阜県職員等旅費条例の規定に基づき、任命権者（知事、議長）の発する旅行命令等によって行われなければならない。

なお、岐阜県事務決裁規程における共通的専決事項のうち、「岐阜県職員等旅費条例の施行事務」の規定により、知事の随員に関する旅行命令は秘書課長、議長の随員に関する旅行命令は議会事務局総務課長が専決している。

イ 支出手続

岐阜県会計規則等の規定に基づき、支出命令が発せられ、会計管理者等の審査を経て経費の支出が行われる。

なお、上記支出命令は、自治法第149条第1項第2号による普通地方公共団体の長（知事）の事務であるが、岐阜県事務決裁規程における共通的専決事項のうち、「支出に関する事務」の規定により、知事及び知事の随員に関する支出命令は秘書課長、議長及び議長の随員に関する支出命令は議会事務局総務課長が専決している。

##### (2) 時間外勤務

ア 時間外勤務の命令

時間外勤務は、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の規定に基づき、任命権者（知事、警察本部長）が命ずることができる。

なお、知事の随員職員については、岐阜県事務決裁規程における共通の専決事項のうち、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の施行事務」の規定により、知事の随員職員の時間外勤務命令は秘書課長が専決しており、県警職員については、岐阜県警察処務規程における「部長及び所属長の専決事項」の規定により、警察本部各課職員に関する時間外勤務命令は各課長、各警察署員に関する時間外勤務命令は各警察署長が専決している。

#### イ 支出手続

上記手当は「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」の規定により、給与の支給定日に支給することとなっており、給与とともに支給している。

給与は、人事給与システムにより給与計算の集中管理が行われており、その対象職員は知事の事務部局、議会事務局、各種委員会（警察本部及び警察署）の職員が含まれ、対象とする給与は、給料のほか時間外勤務手当や特殊勤務手当など各種手当が含まれている。

給与の支給は、岐阜県会計規則等の規定に基づき、支出命令が発せられ、会計管理者等の審査を経て経費の支出が行われる。

なお、上記支出命令は、自治法第149条第1項第2号による普通地方公共団体の長（知事）の事務であるが、岐阜県事務決裁規程における個別的専決事項のうち「給与計算の集中管理に関する事務」の規定及び共通の専決事項のうち「支出に関する事務」の規定により、知事の随員職員、警察本部各課職員及び警察署員に関する支出命令は総務事務センター長が専決している。

### (3) 特殊勤務

#### ア 特殊勤務実績の確認

特殊勤務手当は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第20条第1項のほか各項に規定されており、対象業務に従事した実績に応じて支給することとしており、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第43条で、特殊勤務実績簿により当該業務に従事した実績を把握しており、命令行為はない。

#### イ 支出手続

「(2)時間外勤務 イ 支払手続」に同じ。

(4) その他本庁における予算の執行(本件の対象としては秘書課による燃料費分)

岐阜県会計規則等の規定に基づき、支出命令が発せられ、会計管理者等の審査を経て経費の支出が行われる。

なお、上記支出命令は、自治法第149条第1項第2号による普通地方公共団体の長(知事)の事務であるが、岐阜県事務決裁規程における共通的専決事項の「支出に関する事務」の規定により、秘書課長が専決している。

(5) 東京事務所における令達予算の執行

現地機関における令達予算の執行にあたり、自治法第153条第1項(長の事務の委任・臨時代理)に基づき、岐阜県事務委任規則を定めている。

同規則第4条では、共通的委任事項として現地機関の所属長(東京事務所長)に「令達の範囲内で歳出予算を執行し、及びこれに関連する行為」が委任されていることから、現地機関の所属長は、岐阜県会計規則等の規定に基づき、支出命令を発し、現地機関の出納員の審査を経て経費の支出が行われる。

なお、上記支出命令は、現地機関事務決裁規程における共通的決裁の「予算の執行及びこれに関連する行為並びに物品の管理に関する事務」の規定により、金額に応じて東京事務所総務課長が専決している。

## 5 監査対象機関の見解

監査の中で聴取した、請求人の主張に対する秘書課、議会事務局及び警察本部会計課の見解は次のとおりである。

(1) 請求人の本件国葬が違憲・違法なものであり、その結果、本件国葬のための県費の支出は違憲・違法な支出である旨の主張について

ア 秘書課

本件国葬は、令和4年7月22日に閣議決定された政府が実施する国の公式行事であり、地方公共団体の代表を参列者の対象として、正式に案内を通知された行事である。

知事は、当該案内を受けて、地域住民の代表として国の公式行事に出席したものであり、違法・不当の点はない。

イ 議会事務局

国の公式行事として正式に県議会議長宛に案内があったため、議会を代表して参列する判断をしたものであり、違法の点はない。

ウ 警察本部会計課

本件国葬の執行に伴う東京都公安委員会への本県警察職員の派遣については、

東京都公安委員会から警察法第60条に基づく援助要求を受け、岐阜県公安委員会において、その理由、派遣期間、人員、派遣員の任務等の説明を行い、審議の結果、職員を派遣することが適切と判断し決裁され、要求された人員を派遣した。このような手続きを経て職員を派遣しており、違法性は認められず、派遣に要した費用については各種規定に基づき適正に支出している。

なお、本件国葬の違憲性・違法性の有無については、実施主体が国であり、県警察として判断する立場ではないため、判断は差し控える。

(2) 請求人の、本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動は、自治法第2条第2項で規定されている、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしている事務に該当しないため、本件財務会計行為は違法である旨の主張について

ア 秘書課

自治法第2条第2項において、普通地方公共団体の事務は、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とある。

この規定は、普通地方公共団体が、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにしたうえで、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないもの（その他の事務）であっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務も処理するものであることを一般的に示しているものと解されている。また、この「地域における事務」については、住民を含め当該地域との合理的な関連性が認められれば、「地域における事務」に当たると解されている。（自治法逐条解説）

本件国葬への知事の出席については、自治法第147条で普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体を統括し代表するとされるところ、地域住民の代表として国の公式行事に出席したもので、地域との合理的な関連性が認められることから「地域における事務」に当たるものである。

このため、知事が、本件国葬に出席することは、自治法第2条第2項に違反するものではなく、知事の本件国葬出席に係る公費支出は適切なものである。

イ 議会事務局

自治法第2条第2項において、普通地方公共団体の事務は、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とされている。



この規定は、まず、普通地方公共団体が、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、必ずしも「地域における事務」に該当しないもの（その他の事務）であっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務も処理するものであることを一般的に示しているものと解されている。

この「地域における事務」については、住民を含め当該地域との合理的な関連性が認められれば、「地域における事務」に当たると解されている。

本件国葬への議長の出席については、地方議会は普通地方公共団体の住民全体を代表する機関であり、議長はその議会を代表する(自治法147条)ことから、地域住民の代表であるとともに岐阜県議会の代表として国の公式行事に出席したものであり、地域との合理的な関連性が認められることから、「地域における事務」に当たるものである。

このため、議長が、本件国葬に出席することは、自治法第2条第2項に違反するものではなく、議長の本件国葬出席に係る公費支出は適切なものである。

#### ウ 警察本部会計課

警察法「第四章 都道府県警察」の「第四節 都道府県警察相互間の関係等」における第59条では、「都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。」とされ、第60条第1項では「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。」とされている。要求された警察本部長は岐阜県公安委員会の決裁を経て同意しているものであり、自治法第2条第2項における「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものの処理」に含まれるものと解するのが相当である。

したがって、県警職員による本件国葬の警備等の活動は、自治法に規定する地方公共団体の事務に該当し、違法ではなく、県警職員による本件国葬の警備等の活動に係る県費を支出したことについても、違法ではない。

## 第4 監査委員の判断

請求書、陳述及び実施した調査により確認した事実を踏まえ、請求人の主張について、以下のとおり判断した。

### 1 判断の理由

#### (1) 本件国葬の違憲性・違法性に係る請求人の主張について

ア 請求人は、本件国葬が違憲・違法なものであり、その結果、本件国葬のための県が支出する公費は違憲・違法な支出である旨、主張しているものと解され

る。

ここで、本件国葬自体の違憲性等の問題については、国葬自体は国の判断によるものであり、住民監査請求の対象には該当せず、これを判断することは適当ではない。

そのため、本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動に関係してなされた県費の支出（以下「本件各財務会計行為」という。）における違法性について検討する。

この点に関する裁判例では、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償請求を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」とされ、原因行為の権限者と財務会計行為の権限者が異なる場合において、「教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分（地方教育行政の組織及び運営に関する法律二三条三号）については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。」とされている（最判平成4年12月15日）。

イ そこで、まず、本件各財務会計行為を見るに、本件各財務会計行為は、財務会計法規上の義務に違反しておらず、違法性は認められない。

ウ 次に、本件各財務会計行為に先行する原因行為たる本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するか検討する。

（ア） 本件国葬への知事及び議長の出席について

本件国葬は、岸田内閣総理大臣による記者会見や国会での発言において、内閣法制局の判断を踏まえ、内閣府設置法に基づき行政権に属するものであるとして、同法及び閣議決定を根拠に国の儀式として実施することを決定したものである旨の政府見解が示されている。

知事及び議長は、こうした政府見解を踏まえ実施される本件国葬に、「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」から案内状を受け、地域の代表として出席したものと認められる。

また、最判平成18年12月1日において、「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団

体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである（略）。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、（略）普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である」とされている。

前記の事情及び裁判例からすると、本件国葬への出席は、社会通念上儀礼の範囲にとどまると解するのが相当である。

(イ) 県警職員による本件国葬の警備等の活動について

警察法では、「都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。」（同法第59条）とされ、また、「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。」（同法第60条第1項）とされている。そして、県警職員による本件国葬の警備等の活動については、同法第60条の規定に基づき、東京都公安委員会から援助の要求を受けた岐阜県公安委員会が派遣を決定したものと認められる。

(ウ) 以上の事実からすれば、本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動が、著しく合理性を欠き予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということはできず、本件各財務会計行為に違法性はない。

エ よって、この点に関する請求人の主張には、理由がない。

(2) 本件各財務会計行為の違法性に係る請求人の主張について

ア 請求人は、本件国葬は違憲・違法であり、法律上の根拠もなく、かかる本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動は、自治法第2条第2項で規定されている、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしている事務に該当しないため、本件各財務会計行為は違法である旨の主張をしているものと解される。

ここで、本件国葬自体の違憲性等の問題については、国葬自体は国の判断によるものであり、住民監査請求の対象には該当せず、これを判断することは適当でないことは、前記の通りである。

そこで、本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動は、自治法第2条第2項で規定された事務に該当せず、本件各財務会計行為が違法であるかについて検討する。

自治法第2条第2項は「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する」とされているところ、当該条文については、「普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにしたうえで、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示している。」

(「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」(松本英昭著、学陽書房))と解釈することが妥当である。

また、前記の最判平成18年12月1日の裁判例を考慮にいと、自治法第2条第2項の「地域における事務」は「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」に限定されず、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、長等が各種団体等の会合に列席すること等も、普通地方公共団体の事務に随伴するものとして許容されることとなると解される。

イ そこで、かかる条文の解釈及び裁判例これに基づき、本件国葬への知事及び議長の出席並びに県警職員による本件国葬の警備等の活動が、上記の自治法第2条第2項に規定する地域における事務に該当するか検討する。

(ア) 本件国葬への知事及び議長の本件国葬への出席について

本件国葬への知事及び議長の出席については、法令等に義務付けられたものではなく、出席するか否かは知事及び議長の各々の判断に委ねられている。

前記の通り、本件国葬の実施は、内閣法制局の判断を踏まえ、内閣府設置法に基づき行政権に属するものとして、同法及び閣議決定を根拠に国の儀式として実施することを決定したものと政府見解が示されており、知事及び議長は、こうした政府見解を踏まえ実施される本件国葬に、各々、内閣総理大臣からの案内状を受け、地域の住民の代表としてそれぞれ自らの判断で出席したものと認められる。

以上からすれば、本件国葬への知事及び議長の出席は、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであり、自治法第2条第2項に規定する地域における事務に該当すると判断することが相当である。

したがって、本件国葬への知事及び議長の出席は、自治法に規定する地方公共団体の事務に該当し、本件国葬への知事及び議長の出席に係る財務

会計行為について、違法性は認められない。

(イ) 県警職員による本件国葬の警備等の活動について

前記の通り、県警職員による本件国葬の警備等の活動については、警察法第60条の規定に基づき、東京都公安委員会から援助の要求を受けた岐阜県公安委員会が派遣を決定したものと認められることから、自治法第2条第2項における「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものの処理」に含まれるものと解するのが相当である。

したがって、県警職員による本件国葬の警備等の活動は、自治法に規定する地方公共団体の事務に該当し、県警職員による本件国葬の警備等の活動に係る財務会計行為について、違法性は認められない。

ウ よって、この点に関する請求人の主張には、理由がない。

## 2 結論

以上のことから、本件各財務会計行為に違法性はなく、請求人の主張には、理由がない。

よって、本件請求を棄却する。